

# 令和4年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定基準

綾部市教育委員会

## 1 要保護児童生徒

児童生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であること。

## 2 準要保護児童生徒に係る認定基準

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金掛金の減免
- キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金による貸付け

(2) (1) 以外のもので、次のいずれかに該当する者

- ア 保護者が職業安定所登録日雇労働者
- イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ウ PTA会費、学級費などの学校納付金の減免が行われている者
- エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食被服などが悪い者又は学用品、通学用品などに不自由している者などで保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
- オ 経済的な理由による欠席日数が多い者

※認定に際して、要保護者は、上記1により認定する。

※準要保護者は、上記2(1)及び(2)アにより認定する。

ただし、上記2(1)及び(2)アに該当しない保護者であって、(2)イ、ウ、エ、オに該当し、経済的に困窮していると思われる者については、市が積算した世帯別認定基準額(別紙による)と該当する保護者の所得金額を照らし合わせて、各学校長の所見及び家庭の事情等を考慮して認定する。

上記1及び2(1)、(2)に該当すると思われる者でも、著しい経済条件の回復又は回復と思われる者及び保護者の辞退の意志が強く、客観的にみて辞退が妥当と思われる者はこの限りではない。

(裏面に続く)

### 3 世帯別認定基準額積算の基本的な考え方

- (1) 生活費等の数値は、生活保護基準額により標準世帯（父35歳、母30歳、小学生9歳、4歳）を基準とする。
- (2) 世帯員分は、年間1人に係る生活費（平均）に1.5倍する。
- (3) 次の場合は、算定した生活費に30万円を加算した額とする。

#### ア 母子父子加算

父又は母と18歳未満の子（18歳以上の就学者も18歳未満の子として扱う。）のみの世帯

#### イ 老人加算

父又は母と65歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合も含む。）及び18歳未満の子の世帯であって祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合

#### ウ 身障者加算

家族構成員の中に身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載されている者又はこれに準ずる者がある場合

## 令和4年度 市の認定基準額

## 1 世帯別認定基準額

世帯員数	基準額	備考
2人世帯	1,442千円	<p>※下記に該当する場合は基準額に30万円を加算</p> <p>【母（父）子加算】 父又は母と18歳未満の子（18歳以上の就学者も18歳未満の子として扱う。）のみの世帯</p> <p>【老人加算】 父又は母と65歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合も含む。）及び18歳未満の子の世帯であって祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合</p> <p>【身障者加算】 家族構成員の中に身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載されている者又はこれに準ずる者がある場合</p>
3人世帯	2,163千円	
4人世帯	2,884千円	
5人世帯	3,605千円	
6人世帯	4,326千円	
7人世帯	5,047千円	
1人増すごと	721千円	

## 2 認定の参考とする保護者の所得

該当する保護者の世帯全員の所得（前年の市町村民税の課税の基礎となる年の1月から12月までの間の総所得金額）を基本とする。